主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負擔とする。

理 由

上告訴訟代理人弁護士森茂同永田菊四郎の上告理由(1)について。

原判決は、被上告人 B 1 と同 B 2 間の契約は賣買ではなく賣渡擔保であること、更に D と被上告人 B 2 間の行為も賣買ではなく第三者の弁済である事実を各適法に確定しているのである。しからば、本件不動産は D の所有に帰したることなく従つて同人の被相続財産を構成していないものであることは明らかである。してみれば所論は原審の認定した事実の誤認を主張するに帰着するものであるから、上告適法の理由とならない。

同(2)について。

記録を閲するに、所論の事項は事実審において何等主張も立証もなされていず、 従つて原審の判断を経ていない事項であるから、上告適法の理由とならない。

よつて、民訴四〇一条、訴訟費用の負擔につき同九五条同八九条に従い、裁判官 全員一致の意見によつて、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官